

終身共濟事業細則

終身共済事業細則

(通 則)

第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「この会」といいます。)は、終身共済事業規約(以下「規約」といいます。)第75条(細則)にもとづき、この細則を定めます。

(組合員と同一の世帯に属する者の範囲)

第2条 規約第6条(共済契約者の範囲)に定める「組合員と同一の世帯に属する者」とは、社会生活上の単位として住居または生計を共にしている者をいい、必ずしも親族であることを要しません。

(生計を共にする者の範囲)

第3条 規約第7条(被共済者の範囲)第1項に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。

(被共済者となることができない職業)

第4条 規約第7条(被共済者の範囲)第3項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」とは、次に定めるものとします。

- (1) オートテスター(自動車・オートバイ)その他これに類するもの
- (2) 自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これに類するもの
- (3) その他この会が不相当と認めた職業に従事するもの

2. この会の実施する生命共済の契約の共済期間の中途または契約の満了日以後、第12条(移行契約)の規定により引き続き移行前の共済契約と同額の範囲内で終身共済の契約を締結する場合に限り、前項に定める「細則に定める被共済者となることができない職業」の規定を適用しません。

(共済金額を制限する職業)

第5条 規約第48条(死亡共済金額および重度障害共済金額)第3項、第53条(疾病入院共済金額)第3項、第57条(疾病手術共済金額)第3項、第61条(災害入院共済金額)第3項および第65条(災害手術共済金額)第3項の「細則に定める共済金額を制限する職業」とは、次に定めるものとします。

- (1) 第4条(被共済者となることができない職業)に定める職業以外のスポーツ競技を職業とするもの
- (2) 登山家、登山ガイド
- (3) 潜水、潜函、サルベージ等に従事するもの
- (4) 木材、石材、土砂、砂利の採取、運搬に従事するもの
- (5) 坑内、隧道(トンネル)内作業に従事するもの
- (6) ハイヤー、タクシー運転手
- (7) その他この会が認めた職業に従事するもの

2. この会の実施する生命共済の契約の共済期間の中途または契約の満了日以後、第12条(移行契約)の規定により引き続き移行前の共済契約と同額の範囲内で終身共済の契約

を締結する場合に限り、前項に定める「細則に定める共済金額を制限する職業」の規定を適用しません。

(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)

第6条 規約第9条（共済金受取人）第4項第2号に定める「その他この会が前号に準ずると認めた者」または第10条（共済金受取人の代理人）第1項第4号に定める「この会が前3号に準ずると認めた者」とは、共済契約者の日常生活に密接な関係にある者をいいます。

2. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または第5項に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者または共済金受取人が深昏睡状態、遷延性意識障害、重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。なお、この会が認めた場合に限りです。

(共済契約申込みの撤回)

第7条 規約第12条（共済契約の申込み）第5項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面に次の各号の内容および申込みを取消す旨を明記し、かつ署名押印のうえこの会に提出するものとします。

- (1) 共済契約の型および共済金額
- (2) 申込日
- (3) 共済契約申込者の氏名および住所
- (4) 被共済者の氏名

(生年月日および性別の訂正)

第8条 規約第12条（共済契約の申込み）第7項において、当該共済契約が有効な場合は、この会は、正しい生年月日または性別にもとづいて共済掛金を訂正し、すでに払い込まれた当該共済契約の共済掛金に過不足があるときは、その超過分を共済契約者に返還し、または不足分を追徴します。

(共済掛金の払込方法の変更)

第9条 共済契約者は、規約第15条（共済掛金の払込方法および払込期日）第1項に定める共済掛金の払込方法のうち、月払から年払または年払から月払に払込方法を変更することができます。

2. 前項の変更をおこなう場合、共済契約者は、この会所定の書類に必要事項を記入し、この会に提出しなければなりません。
3. 前項の申込みがあった場合、この会は、申込みのあった直後の発効日の年応当日より共済掛金の払込方法を変更します。

(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度)

第10条 規約第47条（死亡共済金額および重度障害共済金額）、第52条（疾病入院共済金額）、第56条（疾病手術共済金額）、第60条（災害入院共済金額）および第64条（災害手術共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の金額とします。

(1) 死亡共済金額および重度障害共済金額

発効日において満年齢が15歳未満の者の最高限度は、この会の実施する生命共済、またはこども共済（この会の定款第7条（会員の資格）に定める会員（以下「この会の会員」といいます。）が実施する共済制度との共同引受制度で引き受ける金額も含まれます。）と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円（生命共済またはこども共済の災害死亡共済金と災害重度障害共済金を含む）とします。

(2) 疾病入院共済金額および災害入院共済金額

この会の実施する生命共済またはこども共済および定期生命共済と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。

2. 前項に関わらず発効日において第5条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の最高限度は、この会の実施する定期生命共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。

（共済契約の存続を不相当と認める場合）

第11条 規約第39条（重大事由による共済契約の解除）第1項第5号に定める「存続を不相当と認めたとき」とは、次の各号の場合です。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、過去に共済金または保険金（共済種目または保険種目を問いません。以下同様です。）を取得する目的で、共済事故または保険事故を発生させる行為をおこなったとき。
- (2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、過去に共済金または保険金の請求行為について詐欺行為をおこなったとき。
- (3) 共済契約者または被共済者が、過去に数度にわたり、共済金または保険金を取得していたとき。
- (4) その他、この会の実施する共済事業の目的である、相互扶助によるこの会の会員の組合員の共済を図ることの趣旨に照らし、著しく他の被共済者との公平性を欠くと認められたとき。

（移行契約）

第12条 共済契約者は、被共済者について、この会の実施する生命共済、こども共済または定期生命共済の契約の共済期間の中途または契約の満了日以後に終身共済の契約に変更しようとする場合には、生命共済、こども共済または定期生命共済の契約について解約または満了すると同時に規約第3条（共済契約の型）で規定する「終身医療共済」および「終身生命共済」の契約を締結することができます。ただし、「終身生命共済」単独の契約を締結することはできません。

2. 前項に規定する契約を締結するにあたっては、規約第7条（被共済者の範囲）第2項の規定にかかわらず、被共済者の年齢は共済契約の発効日において満50歳以上満71歳未満とします。
3. 前2項の規定にかかわらず、この会の実施する生命共済、こども共済または定期生命共済の契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、終身共済の契約を締結すること

はできません。

- (1) この会の実施する生命共済、こども共済または定期生命共済の契約の申込日から終身共済の契約発効日までの継続期間が2年未満の契約
 - (2) この会の実施する定期生命共済の「生命コース」の契約
 - (3) この会の実施する生命共済またはこども共済の契約で、共済掛金の月額が1,000円以下、かつ、終身共済の契約発効日における被共済者の年齢が満65歳未満となる契約
4. 第1項および第2項による共済契約の申込みにあたっては、規約第12条（共済契約の申込み）第1項、第2項、第3項および第7項の規定を準用します。
 5. 前項の規定による共済契約申込みの諾否については、規約第13条（共済契約申込みの諾否）を準用します。
 6. 前項の規定により、この会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。
 7. 前6項の規定により、共済契約を移行する場合には、移行する前の共済契約の解約日もしくは満了日の翌日午前零時から効力が発生します。
 8. 移行契約の初回掛金は、移行発効日の前日までに払い込まなければなりません。ただし、この会が特に必要と認める場合は、規約第15条（共済掛金の払込方法および払込期日）第5項および規約第17条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。
 9. 移行前契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前契約において死亡共済金受取人または指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による死亡共済金受取人または指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。
 10. 移行契約における各共済金の支払いについて、この会は、移行前契約と同種かつ同額範囲内の共済金については、はじめて当該共済金額によって締結された移行前契約の申込日から起算して共済金の請求を審査のうえ支払います。また、各共済金の支払限度は、移行前契約の各共済金と通算します。ただし、規約第54条（疾病入院共済金）第3項および規約第62条（災害入院共済金）第2項の通算して1,000日を限度とする規定は、終身共済の契約発効後の入院日数のみ通算します。
 11. この会は、移行前契約が無効となり、解約され、解除され、取り消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取り扱います。

（移行契約の解除の特例）

第13条 移行契約申込みの際の告知義務違反により、移行契約が解除される時、この会は、移行契約の申込みはおこなわれなかったものとし、移行前契約は終了しなかったものとして取り扱うことができます。

（指定発効日）

第14条 規約第14条（共済契約の成立および効力の発生）の規定にかかわらず、この会が特に認めた場合には、この会の会員は、共済契約者の了承を得ることを前提に共済契約の申込日の翌日以後の任意の日を共済契約の発効日として指定（以下「指定発効日」といいます。）することができます。

2. この場合、共済契約者はその指定発効日の前日までに初回掛金を払い込まなければな

りません。また、この会が共済契約の申込みを承諾したときは、申込日において共済契約が成立したものとみなし、かつ、指定発効日の午前零時から効力が発生します。

(共済掛金の口座振替扱い)

第15条 この会は、規約第12条（共済契約の申込み）および第15条（共済掛金の払込方法および払込期日）に関する共済掛金の払込みについて、共済契約者の設置する金融機関等の口座から共済掛金を振り替えること（以下「口座振替」といいます。）ができます。

2. 前項の場合には、次の各号のいずれも満たさなければなりません。

(1) 共済契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、この会またはこの会の会員と共済掛金の口座振替の取り扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」といいます。）に設置されていること。

(2) 共済契約者が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの会またはこの会の会員の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

3. 初回掛金を口座振替扱いにより払い込む場合において、初回掛金は、規約第12条（共済契約の申込み）第4項の規定にかかわらず、この会およびこの会の会員の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とします。）に指定口座から共済掛金相当額をこの会またはこの会の会員の口座に振り替えることにより払い込まなければなりません。

4. 前項に規定する振替日に共済掛金の払い込みができなかった場合、当該振替日の翌日から1ヵ月以内に、払い込みできなかった共済掛金を翌月払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、前項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。

5. 前項の場合には、指定口座から振り替えがされたときに、共済掛金の払い込みがあったものとします。ただし、指定口座から初回掛金の振り替えができなかった場合には、当該共済契約の申し込みはなかったものとして取り扱います。

6. 第2回目以後の共済掛金の振替日は、払込方法ごとの発効日の各応当日の前日の属する月中のいずれかの日とします。

7. 月払の場合の第2回目以後の共済掛金の払い込みについて、規約第17条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金があったときには、第6項に規定する振替日に当該未払込共済掛金を含めた合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払い込みがされなかったものとみなします。

8. 同一の指定口座から2以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。以下この条において同じです。）の共済掛金を振り替える場合においては、この会またはこの会の会員は、これらの共済契約の共済掛金を合算した金額を振り替えることができるものとします。このとき、共済契約者はこの会またはこの会の会員に対して、これらの共済契約のうち一部の共済契約の共済掛金の振り替えを指定できません。

9. 同一の指定口座から共済契約の共済掛金とこの会の会員が実施する共済事業以外の事業に関する代金（以下「代金」といいます。）を振り替える場合においては、この会の会員は、共済契約の共済掛金と代金を合算した金額を振り替えることができるものとしま

す。このとき、共済契約者はこの会の会員に対して、共済契約の共済掛金または代金のいずれかの振り替えを指定できません。

10. 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預けておかなければなりません。
11. この会は、口座振替によって払い込む共済掛金について、共済掛金請求書および共済掛金領収書の発行を省略することができます。
12. この会、この会の会員および取扱金融機関等の事情により、この会は、将来にむかって振替日、取扱金融機関および口座振替の方法を変更することができます。この場合において、この会およびこの会の会員は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

(共済金額の減額)

第16条 共済契約者は、規約第21条（共済金額の減額）の規定により共済金額の減額をおこなう場合には、この会所定の書面に署名押印のうえ、提出しなければなりません。

2. 前項の規定により共済金額を減額する場合の共済金額の減額の単位は、次のとおりとします。
 - (1) 「終身生命共済」の場合には、共済金額の減額の単位は100万円とします。ただし、減額後の共済金額が契約発効日時点で募集している共済金額未満になるときは減額することができません。
 - (2) 「終身医療共済」の場合には、共済金額の減額は契約発効日時点で募集している共済金額への変更による減額を単位とします。

(共済契約者が死亡したときの共済契約の承継)

第17条 規約第23条（共済契約による権利義務の承継）第2項の「被共済者が承継することが困難な場合」とは、被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときをいいます。

(障害等級の認定)

第18条 規約第49条（死亡共済金および重度障害共済金）における重度障害の等級の認定にあたっては、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じておこないます。

(各共済金請求および共済掛金の払込免除請求の添付書類)

第19条 規約第27条（共済金の支払請求）、規約第2編第4章の共済掛金払込免除特則第7条（共済掛金の払込免除の請求）および規約第2編第6章のリビングニーズ特則第4条（リビングニーズ共済金の請求）に定める添付書類は、この会所定の共済金支払請求書（または共済掛金払込免除請求書）と次の各号のとおりです。

(1)	死亡共済金	死亡診断書（死体検案書） 死亡共済金受取人と被共済者の続柄・受取人順位等が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等） 死亡共済金受取人の印鑑証明書 委任状 委任者の印鑑証明書
-----	-------	--

(2)	重度障害共済金	障害診断書 共済金受取人の印鑑証明書
(3)	リビングニーズ共済金	診断書（リビングニーズ用） 共済金受取人の印鑑証明書
(4)	疾病入院共済金	診断書（治療証明書）
(5)	疾病手術共済金	診断書（治療証明書）
(6)	災害入院共済金	診断書（治療証明書） 不慮の事故であることを証する書類
(7)	災害手術共済金	診断書（治療証明書） 不慮の事故であることを証する書類
(8)	共済掛金の払込免除	障害診断書

*上記書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障害診断書」「診断書（リビングニーズ用）」「診断書（治療証明書）」については、この会所定の様式によるもので、診断書（検案書）または証明書の原本を提出しなければなりません。

2. 前項第6号の規定にかかわらず、第24条（入院の定義）第2項に該当する場合には、柔道整復師の治療証明書および施術に関する医師の同意書をもって医師の診断書に代えることができます。
3. 第1項第2号の重度障害共済金と第8号の共済掛金の払込免除を同時に請求および申請する場合、障害診断書は1通で兼用できます。
4. 第1項第4号、第5号、第6号または第7号の共済金を同時に請求する場合、診断書（治療証明書）は1通で兼用できます。
5. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項に定める指定代理請求人および第5項に定める代理請求人のいずれかが共済金の請求をする場合は、次の書類を提出しなければなりません。なお、指定代理請求人が請求するときは、第1号から第4号の書類の提出で足りるものとします。
 - (1) 第1項に定める書類（診断書等）
 - (2) 第6条（死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い）第2項に定める事情を示す書類（診断書等）
 - (3) 成年後見人等が登記されていないことの証明書
 - (4) 共済金受取人と指定代理請求人または代理請求人の続柄等が確認できる書類（住民票等）
 - (5) 代理請求人の印鑑証明書
 - (6) この会所定の念書
6. 規約第2編第4章の共済掛金払込免除特則第7条（共済掛金の払込免除の請求）第2項に定める指定代理請求人または代理請求人が共済掛金の払込免除を申請する場合は、前項の規定のうち、第4号の「共済金受取人」を「共済契約者」と読み替えます。
7. この会は、前6項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

(共済金の支払方法)

第20条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項、第5項および第28条（共済金の支払い）第1項に定める「この会が指定する場所」は、この会の事務所とします。

2. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項または第5項に定める代理人が共済金等を請求する場合、代理人は、共済金受取人の名義の金融機関等の口座を共済金受取口座として指定するものとします。ただし、規約第10条第1項第1号から第3号に定める指定代理請求人が共済金を請求する場合で、この会が特に認める場合は、指定代理請求人の名義の金融機関等の口座を指定できます。
3. この会は、規約第2条（事業）に定める基本契約における各共済金ごとに支払うことができます。

(代理人の共済金等の請求の決定通知)

第21条 規約第10条（共済金受取人の代理人）第1項および第5項の規定により、代理人から共済金等の請求があった場合には、共済金の支払いの有無にかかわらず、当該請求に関するこの会からの決定は、代理人に通知します。

(生死不明の状態)

第22条 この会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、規約第29条（生死不明の場合の共済金の支払い）で定める被共済者が死亡したものとみなします。

- (1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき。
 - (2) 被共済者が船舶または航空機の事故またはその他の危難（以下「危難」といいます。）に遭い、その生死が、危難の去った後、次の期間を経過してもわからないとき。ただし、次のそれぞれの期間が経過する前であっても、この会が被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができます。
 - ア. 航空機の事故の場合 30日
 - イ. 船舶の事故の場合 3ヵ月
 - ウ. ア、イ以外の危難の場合 1年
2. 前項の規定により、死亡共済金受取人が死亡共済金を受け取る場合において、当該死亡共済金受取人は、この会に対して規約第29条（生死不明の場合の共済金の支払い）の規定に同意する念書を提出することを要します。

(解約返戻金、前納共済掛金の残額相当額および割戻金の請求)

第23条 規約第34条（共済契約の失効）、第35条（共済契約の解約）、第38条（告知義務違反による共済契約の解除）、第39条（重大事由による共済契約の解除）、第41条（消滅の場合の解約返戻金）、第46条（共済契約の終了の場合の前納共済掛金の返還）および第68条（契約者割戻金）に定める解約返戻金、前納共済掛金の残額相当額または割戻金を請求するときは、この会所定の解約届兼返戻金請求書またはその他の請求書と共済契約者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

2. 前項の規定によるほか、次の場合は、被共済者の死亡の事実を確認できる書類（住民票等）を提出しなければなりません。
 - (1) 規約第2編第5章の無解約返戻金特則第2条（共済掛金払込期間満了後の無解約返戻金契約の解約返戻金額）の規定のうち、共済契約の消滅により解約返戻金を請求す

るとき。

- (2) 規約第3条（共済契約の型）で規定する「終身医療共済」の契約で共済契約の消滅により前納共済掛金の残額相当額または割戻金を請求するとき。
3. この会は、前2項の規定にかかわらず、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。
4. この会は、解約返戻金および前納共済掛金の残額相当額を掛金振替口座に支払うことができます。

（入院の定義）

第24条 規約第54条（疾病入院共済金）および第62条（災害入院共済金）における「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。入院中に病院または診療所以外の場所に宿泊した日については、この会が認めた場合に限り、入院日数に含めます。

2. 第1項の規定にかかわらず、規約第54条（疾病入院共済金）および第62条（災害入院共済金）については、脱臼、骨折、打撲および捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術を医師の治療に準ずるものとし、施術に関する医師の同意がある場合に限り、「医師」を「柔道整復師」と読み替えます。
3. 前2項の規定にかかわらず、健康保険の療養の給付または療養費の対象とならないものは、入院と認めません。ただし、この会が特に認めた場合は、この限りではありません。

（病院または診療所の定義）

第25条 規約第54条（疾病入院共済金）および第62条（災害入院共済金）における「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所です。

2. 前条第2項に該当する場合には、柔道整復師の施術所について、病院または診療所に準ずるものとします。
3. 第1項の場合と同等とこの会が認めた場合には、日本国外にある医療施設について、病院または診療所に準ずるものとします。

（「医師」他の定義）

第26条 規約第54条（疾病入院共済金）、第62条（災害入院共済金）における「医師」とは、医師法に定める医師および歯科医師法に定める歯科医師とします。

2. 第24条（入院の定義）における「柔道整復師」とは、柔道整復師法に定める柔道整復師とします。

（同一の原因による入院の取扱い）

第27条 規約第54条（疾病入院共済金）第4項および第62条（災害入院共済金）第3項の「同一の原因」による入院には、傷病名を異にするものであっても因果関係のある一連の傷病による入院を含みます。

（薬物依存の定義）

第28条 規約第55条（疾病入院共済金を支払わない場合）および第63条（災害入院共済金を支

払わない場合)における「薬物依存」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」の分類 (F11～F19) によります。

(他覚症状の定義)

第29条 規約第55条 (疾病入院共済金を支払わない場合) および第63条 (災害入院共済金を支払わない場合)における「他覚症状」とは、患者自身の自覚 (疼痛等)にかかわらず、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、この会が認めたものとします。

(臓器等の定義)

第30条 規約第54条 (疾病入院共済金) 第9項、第58条 (疾病手術共済金) 第5項に定める「臓器等」とは、胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。

(死亡共済金額および重度障害共済金額の適用)

第31条 規約第49条 (死亡共済金および重度障害共済金) 第1項における共済金額は、死亡または重度障害となったときの契約の共済金額とします。

- 規約第2編第6章のリビングニーズ特則第2条 (リビングニーズ共済金) におけるリビングニーズ共済金額を算出する際の死亡共済金額は、リビングニーズ共済金の請求日における契約の共済金額とします。

(疾病入院共済金額および災害入院共済金額の適用)

第32条 規約第54条 (疾病入院共済金) 第1項および第62条 (災害入院共済金) 第1項における各共済金額は、入院開始時の共済金額とします。

- 前項の規定にかかわらず、規約第54条 (疾病入院共済金) 第1項および第62条 (災害入院共済金) 第1項に定める入院の期間中に共済金額が減額となった場合には、減額となった日以後の入院期間については、各共済金額は、減額となった共済金額とします。
- 第1項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に第12条 (移行契約) の契約の申込みがなされ共済金額が増額となる場合、移行契約発効後にその事故を原因とする入院を開始したときは、規約第62条 (災害入院共済金) 第1項における災害入院共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。

(疾病手術共済金額および災害手術共済金額の適用)

第33条 規約第58条 (疾病手術共済金) 第1項および第66条 (災害手術共済金) 第1項における各共済金額は、手術を受けたときの契約の共済金額とします。

- 前項の規定にかかわらず、不慮の事故が発生した後に第12条 (移行契約) の契約の申込みがなされ共済金額が増額となる場合、移行契約発効後にその事故を原因とする手術を受けたときは、規約第58条 (疾病手術共済金) 第5項第2号および第3号、ならびに規約第66条 (災害手術共済金) 第1項における各共済金額は、不慮の事故発生時の契約の共済金額とします。

(発効日前の共済事故の取扱い)

第34条 この会は、新規契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、第2項に定める事由が発生したときに見舞金を支払います。ただし、申込日の翌日から発効日の前日までに他の終身共済の契約が継続しており、同一事由について共済金を支払う場合には、

最高限度を超えて見舞金は支払いません。

2. この会は、前項の場合には、発効日前の次の各号の事由について該当する見舞金を支払います。

(1) 被共済者が、疾病の治療を目的として、申込日の翌日以後発効日の前日までに病院または診療所へ入院を開始した場合には、共済期間中の入院について、疾病入院見舞金として、次の金額を支払います。

疾病入院共済金額×共済期間中の入院日数

疾病入院見舞金の支払いは、発効日後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。

(2) 被共済者が、申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、発効日の前日までに病院または診療所へ入院を開始した場合には、災害入院見舞金として、次の金額を支払います。

災害入院共済金額×入院日数

災害入院見舞金の支払いは、発効日後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。

(3) 被共済者が、申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として発効日の前日までの期間に、その事故による傷害の治療を直接の目的として、規約別表第3「手術支払割合表」に定める手術を受けた場合には、災害手術見舞金として、次の金額を支払います。

災害手術共済金額×倍率

(4) 前3号の規定にかかわらず、疾病入院見舞金および災害入院見舞金の支払いは、1回の入院について180日分をもって限度とし、全共済期間を通算して1000日をもって限度とします。なお、発効日後に開始した入院と同様に入院日数通算の対象とします。

3. 前項第2号および第3号の規定は、規約第37条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれ、この会が特に認めた場合には適用できるものとします。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日に共済契約が終了したものとみなします。

4. この会は、移行契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合において、移行前契約では災害手術特約を付帯していない場合には、第2項第3号に定める見舞金を支払います。

5. 第1項および第2項の取り扱いにおいて、契約の解除、支払う場合、削減して支払う場合、通知義務、免責事由その他の詳細事項については、該当する規約および細則の各規定を準用します。

(リビングニーズ共済金の額の計算方法)

第35条 規約第2編第6章のリビングニーズ特則第2条（リビングニーズ共済金）第2項に定める共済金額から差し引く利息相当額は、当該共済契約の死亡共済金および重度障害共済金にかかる共済掛金の算出に使用する予定利率とします。

2. 規約第2編第6章のリビングニーズ特則第2条（リビングニーズ共済金）第2項に定

めるリビングニーズ共済金を支払う場合に、共済金額から差し引く共済掛金相当額は、当該契約に適用されている共済掛金のうち、共済金額に対応する部分を基礎として計算した、請求日の翌日以降、最初に到来する払込応当日を含め、その日以降、請求日の翌日から6ヵ月間に到来する発効日の月応当日の回数に対応する月払共済掛金額を、前項に規定する予定利率により計算した、請求日から払込応当日までの期間の利息を割り引いた額とします。

(契約者割戻金の割当方法および支払方法)

第36条 規約第68条(契約者割戻金)の割戻金の割当ておよび支払いは、別に定める「割戻金割当規則」および「割戻金支払規則」によりおこないます。

(加入引受基準)

第37条 規約第12条(共済契約の申込み)第2項および第3項における、共済契約を引き受ける基準および健康診断書の提出を要する基準は、別に定める基準によりおこないます。

2. 第12条(移行契約)における、共済契約を引き受ける基準は、別に定める基準によりおこないます。

(条件付加入制度)

第38条 共済契約の申込みにあたって、特定の疾病により被共済者の健康状態等がこの会の定める加入引受基準に適合しないとき、この会は、特定の疾病につき共済金の支払いを免責とする等所定の条件を付して共済契約を引き受ける(以下、所定の条件を付して引き受けた共済契約を「条件付加入契約」といいます。)ことができます。

2. 前項の規定により共済契約を申込み場合、共済契約申込者は、共済契約の締結の際に、規約第12条(共済契約の申込み)で定める所定の書類および告知事項以外に、所定の追加告知事項に回答したうえで同意書を提出しなければなりません。

3. 前項の申込みにあたっては、共済契約申込者または被共済者になる者は、共済契約の締結の際に、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、所定の書面で追加質問した事項について、その書面で事実を告知しなければなりません。

4. 第12条(移行契約)の規定により共済契約を締結するにあたって、移行前契約が「条件付加入契約」である場合には、移行契約においても引き続き同一内容の所定の条件を付します。条件を付す期間については、「条件付加入契約」の申込日から起算します。

5. 規約第54条(疾病入院共済金)第7項の規定にかかわらず、「条件付加入契約」の被共済者が、次のいずれかに該当する場合、免責に同意している疾病(以下、「免責疾病」といいます。)以外の疾病による入院期間について共済金を支払います。

(1)「免責疾病」による入院を開始したときに「免責疾病」以外の疾病を併発していたとき。

(2)「免責疾病」による入院中に、「免責疾病」以外の疾病を併発したとき。

(重度障害の取扱い)

第39条 規約別表第1「重度障害の定義」における「身体障害」には、不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害を含むものとします。

2. 次のいずれかに該当する場合、重度障害について症状が固定したものとみなします。

- (1) 疾病により、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった疾病について回復の見込みがないとき。
- (2) 不慮の事故により事故日から2年以内に、規約別表第1「重度障害の定義」第2項に規定する障害の状態のうちいずれかに該当し、その原因となった傷害について回復の見込みがないとき。
- (3) 不慮の事故により事故日から2年を超えて公的な障害認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から2年目において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします）。

（共済金受取人が複数いる場合の取扱い）

第40条 規約第9条（共済金受取人）第14項に定める代表者が同順位の共済金受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない共済金受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対して支払います。

（申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い）

第41条 申込日以前に発生した不慮の事故を直接の原因として、申込日から2年を超えて入院を開始または手術を実施した場合、疾病を原因とする入院または手術とみなして共済金を支払います。

（すでに罹患していた疾病の定義）

第42条 規約第49条（死亡共済金および重度障害共済金）、第54条（疾病入院共済金）、第58条（疾病手術共済金）、第2編第4章第6条（共済掛金の払込みを免除しない場合）および第2編第6章第2条（リビングニーズ共済金）における「すでに罹患していた」とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 被共済者または共済契約者が、申込日以前に被共済者の疾病の症状について自覚または認識していた場合。
- (2) 被共済者が、申込日以前に医師の診療を受けていた場合、または被共済者もしくは被共済者の法定代理人が、健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合。

（その他の反社会的勢力の定義）

第43条 規約第39条（重大事由による共済契約の解除）第1項第4号アに定める「その他の反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。

（運用規程）

第44条 この細則に規定するもののほか、共済契約について必要な事項は、運用規程で定めま

す。

（改 廃）

第45条 この細則の変更および廃止は、理事会の承認をもっておこないます。

付 則

(2011年1月20日設定)

1. この細則は2011年（平成23年）9月1日から施行します。
2. 第13条第3項は2012年1月1日から適用し、適用の日から1年を経過した日に効力を失います。

付 則

(2013年1月17日細則一部改正)

1. この細則は2013年（平成25年）9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。
3. 第1項にかかわらず、第23条（入院の定義）の規定は、2013年（平成25年）1月18日以後に発生した共済事故から適用します。

付 則

(2013年5月30日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2013年（平成25年）9月1日より施行します。
2. 適用の日現在、現に存する共済契約についても将来にむかって適用します。
3. 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる改定後の規定は2013年（平成25年）5月31日以後発生する共済事故より適用します。

第37条（条件付加入）

第38条（重度障害の取扱い）

第39条（共済金受取人が複数いる場合の取扱い）

第40条（申込日以前の不慮の事故を原因とする入院または手術の取扱い）

付 則

(2014年（平成26年）5月29日細則一部改正)

(施行期日)

1. この細則は2014年9月1日より施行します。
2. 前項の規定にかかわらず、第20条（共済金の支払方法）については、2014年7月1日より施行します。
3. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。